

緊急事態宣言期間中・業務自粛要請期間中の対応について

・公演キャンセルについて

緊急事態宣言期間中に開催を予定していた公演を、主催者側で中止判断をした場合、予約金を含む利用料を全額返金致します（振込手数料を差し引いた額）。尚、緊急事態宣言期間中以外の中止の場合、予約金の返金は致し兼ねます。また、返金手続きについては当ホールへお問い合わせください。

・利用停止要請・指示について

緊急事態宣言期間中、国や県、自治体よりイベント施設の利用制限、停止指示等が発令された場合、関係者の安全を第一に考え、その意向に準ずるものとする。尚、これに伴うイベントのキャンセル、振り替え公演について、既にお支払いしていただいた金額（振込手数料を差し引いた額）はお返し致しますが、付随する経費、損失については一切責任を負い兼ねます。

・新規案件について

緊急事態宣言期間中、及び業務自粛要請期間中、原則として当ホール主催の全てのイベントを中止致します。

また、上記期間中の新規案件受注については、無観客、レコーディング、練習、収録は実施環境の安全を確保できる場合のみ受注可能と致します。

一般のお客様の入場がある場合、関係者を含め50名以下の規模までとし、十分に換気しながらの開催のみ許可する。その場合、主催者側で入場者、関係者全員分のマスク着用、検温、入り口でのアルコール消毒等の項目を周知徹底していただいた上での開催のみ許可致します。（※ 安全基準下記参照）

・関係者に感染が確認された場合

収録、配信をはじめ、上記許可項目を含む全ての案件を停止し、完全休業と致します。

●安全基準

- ・ 入口での検温、消毒、マスク着用の義務
- ・ 体温 37.4 以下
- ・ 窓や換気口を開放しての公演（音量制限あり）または1時間毎に10分間の換気タイムを設ける
- ・ 関係者を含む規模が50名以下の公演
- ・ 公演時間、利用内容によって消毒タイムを設ける

上記項目に同意のうえ署名・ご捺印した書類の提出

（安全基準は国や県、自治体の発表により変更になる場合があります）

令和2年4月8日

令和2年4月15日（改定）

神戸ラピスホール